

東京都立上野高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

令和5年6月1日

校長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 未然防止（いじめを生まない、許さない学校づくり）
教員の指導力の向上と組織的対応に努め、いじめの防止に学校全体で取り組む。
- (2) 早期発見（いじめを直ちに発見できる学校づくり）
生徒がいじめの現状を発信しやすい環境づくりとともに生徒からの発信への確実な受信と迅速な対応をする。
- (3) 早期対応（いじめを解決し、繰り返さない学校づくり）
いじめには学校全体として組織的に対応するとともに、必要に応じて関係諸機関と連携を図り、解決後も継続的な観察を行う。

2 学校及び教職員の責務

上野高等学校教職員は、いじめ防止の基本理念にのっとり、在籍する生徒等の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

3 いじめ防止等のための組織（学校いじめ対策委員会）

- (1) 設置の目的
いじめの防止、いじめの早期発見及び対処に関する措置を実効的かつ組織的に行うことを目的とする。
- (2) 所掌事項
 - 学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及び対処に関すること。
 - スクールカウンセラーとの連携に関すること。
 - 外部機関との連携に関すること。
 - その他、いじめに関わる対応等、校長が必要と認める事項。
- (3) 会議
学期に1回程度、及び必要と認められる場合。必要に応じて生活指導部会又はカウンセリング委員会と連携する。
- (4) 委員構成
管理職、特別支援コーディネーター、生活指導部主任、保健部主任、養護教諭、スクールカウンセラー、各学年主任、他関係教諭

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 学級担任による面談週間（各学期1回程度）。
- イ 部活動顧問による声掛けの実施。
- ウ 教員の校内研修や職員会議を通し、いじめの態様や特質について共通理解を図る。

(2) 早期発見のための取組

- ア スクールカウンセラーによる面接（1学年は年度当初に全員）。
- イ いじめの授業といじめ調査アンケートの実施及び実施後の個人聞き取り調査（各学期1回）。
- ウ 「いじめ発見のチェックシート」等の活用。

(3) 早期対応のための取組

- ア 個人聞き取り調査（情報把握に努める）。
- イ 被害生徒への対応…安全の確保・学習環境の確保。スクールカウンセラーの面談等。
- ウ 加害生徒への対応…必要に応じて別室指導や校内規程による特別指導。

(4) 重大事態への対処

- ア 当該生徒（被害・加害）宅への家庭訪問…保護者への説明。
- イ 被害生徒への対応…①スクールカウンセラーによる面談。
②HR…授業以外の観察強化（別室授業等）。
- ウ 関係機関、専門家と相談・連携して対応する。
- エ いじめが犯罪行為と認められる事案については、警察と連携する。
- オ 東部学校経営支援センターに報告する。

5 教職員研修計画

- (1) いじめ研修会の実施（年3回）。
- (2) 職員会議における報告（年3回）。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 保護者会の実施（個別相談あり）…年2回程度。
- (2) スクールカウンセラーによる「相談室だより」の発行。
- (3) 「長期休業中の生活の諸注意」等での注意の喚起。
- (4) 保護者のスクールカウンセラーとの面談。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

警視庁上野警察署や児童相談所との連携を図り、情報の共有と対応策の協議を行う。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) いじめ防止（未然防止・早期発見）に関する取組について、学校評価項目に加える。
- (2) 学校評価を受け、基本方針の改善について年1回検討する。